

調査報告書

取引先・投資先リスク調査（役員・経営者調査）

案件番号	JPI-DD-20XX-0413
依頼者	甲株式会社 管理部 ご担当者様
調査対象	株式会社 S エナジー（仮称）元専務取締役 A 氏
調査目的	取引先からの出向受入れにあたり、前職法人の融資詐欺事件への関与の有無と、人物性を確認する
調査会社	株式会社 Japan PI（公安委員会 探偵業開始届 提出済）
調査期間	20XX 年 4 月 13 日～20XX 年 5 月 18 日
報告日	20XX 年 5 月 18 日

本報告書は、依頼者の意思決定の参考資料として作成したものであり、依頼者の社内利用および依頼者の顧問弁護士との協議に用途を限定します。第三者への開示・転載はご遠慮ください。

1. 調査概要

1-1. 依頼背景

依頼者法人は、取引先からの紹介により、A 氏を財務部門の幹部として受け入れることを検討している。A 氏は、20XX 年に金融機関からの融資詐欺で代表者ら 3 名が逮捕・起訴された株式会社 S エナジー（以下「対象法人」）において、事件当時に専務取締役に務めていた。A 氏自身は刑事処分を受けていないが、依頼者法人は受入れ前に次の事項を確認したいとして、当社に調査を依頼した。

1-2. 確認事項

- A 氏が、対象法人の融資詐欺に実際には関与していなかったか
- A 氏が、同僚の情報を捜査機関に提供して自らの処分を免れた経緯がないか
- A 氏が、関係者を平然と裏切る性格の人物でないか（取引先・部下としての信頼性）

1-3. 調査手法

登記・公開情報	対象法人および関係法人の商業登記（現在事項・履歴事項・閉鎖登記簿）、不動産登記、官報、報道データベースを調査
現地実査	対象法人の元代表者および元役員の関係先 3 か所を訪問し、実在性・居住実態を確認
取材	事件当時の状況を知る関係者への聞き取り（対象者本人および依頼者には接触しない）
調査の制約	対象者本人への直接接触、捜査資料の入手、司法取引の有無の公式確認はいずれも行えない。詳細は「8. 確認できなかった事項」参照

2. 対象法人と関係者の基本情報

2-1. 対象法人（登記事項の要約）

商号	株式会社 S エナジー（仮称）
本店所在地	神奈川県横浜市●●区●●二丁目●番●号 ●●タワー 19 階
事業内容	再生可能エネルギー関連事業、水処理設備の販売

代表取締役	I 氏（起訴済み）
役員（事件当時）	専務取締役 K 氏（起訴済み）／専務取締役 H 氏（起訴済み）／専務取締役 A 氏（処分なし・本件調査対象者）
備考	事件報道後、本店はレンタルオフィスに移転。現在、事業活動の実態は確認できない

2-2. 事件の概要（報道に基づく）

対象法人は、偽造した建設計画書等を複数の金融機関に提出して融資を受けたとして、代表取締役 I 氏、専務取締役 K 氏、同 H 氏が 20XX 年に逮捕・起訴された。報道によれば、対象法人はそれ以前に大手金融グループ傘下のソーシャルレンディング事業者から資金を調達していたが、調達資金は申告された事業に充てられていなかった。A 氏は捜査機関から参考人として複数回の事情聴取を受けたが、起訴されていない。

3. 登記・公開情報の分析

3-1. 元代表者 I 氏の関係法人と不動産

取材先を特定するため、元代表者 I 氏の関係法人および不動産登記を遡及した。I 氏の父が代表を務める株式会社 KI システム（仮称、取締役に I 氏と妻）が、I 氏の住所①の区分所有権を保有している。

区分	所在	登記上の権利関係・備考
住所①（20XX 年 3 月～現在）	横浜市●●区●●5-1-301 ●●コーポ（分譲マンション）	所有者：株式会社 KI システム。20XX 年 2 月～7 月に仮差押の記録あり
住所②（20XX 年 11 月～20XX 年 3 月）	横浜市●●区●●6-10-4（一戸建）	所有者：I 氏（2/3）・妻（1/3）。I 氏持分は 20XX 年以降たびたび仮差押、20XX 年 6 月から市による差押
住所③（～20XX 年 11 月）	横浜市●●区●●5-1-309 ●●コーポ	20XX 年に売却済み

不動産登記上の仮差押・差押の履歴は、事件発覚の数年前から対象法人および I 氏個人の資金繰りが逼迫していたことを示している。

3-2. 元専務 K 氏の所在

K 氏の住所は、K 氏が代表社員を務めていた合同会社（閉鎖登記）の登記記録から判明した。登記には部屋番号の記載がないが、現地確認により同物件の 101 号室に居住していることを確認した（5. 現地実査 参照）。

3-3. 報道の確認

媒体・日付	要旨
全国紙 20XX 年 6 月	偽造の建設計画を用いて複数の金融機関から融資を受けたとして、I 氏・K 氏・H 氏が逮捕・起訴された。
動画ニュース 20XX 年 6 月	初回逮捕時、I 氏は「社員がやった」と述べ、責任を従業員に転嫁しようとしたと報じられた。
全国紙 20XX 年 2 月	K 氏に懲役 3 年・執行猶予 5 年の判決。I 氏がワンマン経営で、役員が逆らえる状態ではなかったと報じられた。
経済誌 20XX 年 8 月	対象法人が政治家との人脈構築に注力し、顧問を通じて政府系金融機関からの融資仲介を受けていた経緯を詳報。A 氏の名前は登場しない。

確認した全ての報道において、A 氏は逮捕者・被告人としても、関与が疑われる人物としても登場しない。

4. 現地実査

取材先の実在性と居住実態を確認するため、以下の3か所を訪問した。写真は見本用に表札・郵便受け・看板等を加工している。

4-1. 調査地① I氏所有の一戸建（住所②）

最寄駅から徒歩10分の住宅地に所在する一戸建居宅。玄関には「I」の表札が掲げられているが、窓のレースカーテンは軒並み閉ざされ、車庫は空き、呼び鈴は内側から電源コードが外されており鳴らない。近隣者によれば「少し前から居住の様子はうかがえない」とのことで、現在は空き家状態と目される。



写真1 調査地①の外観（道路側）



写真2 調査地①の外観（側面）。人の出入りの痕跡なし

4-2. 調査地② I氏の現住所（住所①・分譲マンション）

最寄駅徒歩3分に分譲マンション。集合郵便受け301号および玄関ドアのネームプレートに「I」の表記があり、あわせて株式会社KIシステムほか1社の社名表示を確認した。I氏および妻の生活拠点であると判断される。



写真3 301号玄関の表札（加工済み）



写真4 集合郵便受け301号（加工済み）



写真5 玄関脇に掲示された関係法人2社の社名表示（加工済み）

4-3. 調査地③ K氏の住所（アパート101号室）

閉鎖登録簿から判明した所在地。2階建ての共同住宅で、101号室の表示と駐車車両からK氏の居住を確認した。複数回訪問したが接触には至らなかった。



写真6 調査地③の建物名表示（加工済み）



写真7 調査地③の外観（加工済み）

5. 取材結果

5-1. 調査地②での取材（I 氏側）

インターホンに応答した 40 代の女性は、当初「I 氏はここには住んでいない」「自分は I 氏の妻ではない」と述べ、強い警戒を示した。調査員が訪問の趣旨を丁寧に説明したところ最終的に理解を示し、同女は I 氏の実妹であることが確認された。

代わって同居する I 氏の父（株式会社 KI システム代表取締役、以下「父」）が「A 氏の人物性については熟知している」として取材に応じ、以下のとおり証言した（取材日：20XX 年 5 月 14 日）。

- A 氏は大手商社の出身で、知人を介して対象法人に移籍し、実績が評価されて専務に抜擢された。実務の専門知識が格別に豊富というわけではないが、穏健で生真面目、地道に貢献する忠実なタイプであった。
- 会社を裏切るような行為は絶対にしない。一方で、不正に手を染める上司の言いなりになるタイプでもなく、不正とは無縁の人物である。
- 事件発覚後、A 氏も捜査機関から何度も呼び出され、執拗な事情聴取を受けたが、関与は認められず「シロ」と判断された。幹部で唯一クリーンであった A 氏は、事件後の残務整理を弁護士と相談しながら一人でやり遂げた。
- 同僚の情報を提供して処分を逃れるような行為は、A 氏の倫理観に反する。捜査につながった内部情報を提供したのは、外部の政治ゴロの人物と結託した別の内部関係者数名であり、A 氏とは無関係である。

評価：父は、A 氏に背信行為があったなら当然それを語る立場にあり、あえて A 氏を擁護しなければならない動機は見当たらない。その父が上記のとおり明確に証言したことは、A 氏の関与がなかったとする有力な根拠と判断される。ただし、父は事件の当事者側の親族であり、捜査の内容について直接知り得る立場にはない点に留意が必要である。

5-2. 調査地③での取材（K 氏側）

K 氏の住所を複数回訪問したが、本人との接触ができず、取材を断念した。K 氏は執行猶予中であり、事件についての証言を得ることは当初から困難が予想された。

6. 総合所見

本調査で確認できた範囲では、A 氏が対象法人の融資詐欺に関与していたことを示す事実は確認されなかった。根拠は以下のとおり。

- A 氏は逮捕・起訴されておらず、確認した全ての報道にも関与を疑わせる記述がない。
- 事件の当事者側（元代表者の父）が、A 氏の非関与と誠実な人物性を明確に証言した。この証言者には、A 氏をあえて擁護する動機が見当たらない。
- A 氏が事件後の残務整理を担ったという証言は、A 氏が社内で「クリーンな幹部」と認識されていたことと整合する。

一方で、「同僚の情報を提供して処分を免れた」という懸念については、これを否定する証言は得られたものの、司法取引や捜査協力の有無は民間調査で公式に確認できる事項ではない。依頼者におかれては、本報告書の内容を踏まえ、A 氏本人からの説明聴取とあわせてご判断いただきたい。

人物性については、取材で得られた評価は一貫して「穏健・生真面目・忠実」であり、関係者を裏切る性格であるとの情報は得られなかった。

7. 確認できなかった事項・調査の限界

捜査資料	捜査機関が保有する供述調書・捜査記録は入手できない。A 氏の聴取内容は、関係者の証言に基づくものである。
司法取引の有無	司法取引制度の適用は公開情報からは確認できない。本報告の「否定する証言」は当事者側親族のものであり、公式な確認ではない。

K 氏の証言	複数回の訪問にもかかわらず接触できず、元役員側の第二の証言は得られていない。
取材対象の範囲	取材先は事件当事者側の親族 1 名に限られる。対象法人の元従業員・取引先への取材は、依頼者の指示により本調査の範囲外とした。

当社は、上記の未確認事項を補う追加調査（元従業員・取引先への取材、A 氏の前職における評判確認）に対応できる。必要に応じてご相談いただきたい。

8. 免責事項

本報告書は、調査時点において当社が合法的に入手し得た情報に基づき作成したものであり、記載内容の完全性を保証するものではない。取材による証言は証言者の認識を記録したものであり、当社がその真実性を保証するものではない。本報告書に基づく意思決定は、依頼者の責任において行われるものとする。当社は探偵業法、個人情報保護法その他の関連法令を遵守し、対象者の人権に配慮して調査を実施した。

株式会社 Japan PI

東京本部・大阪支部・ホノルルオフィス <https://www.japanpi.com/ja/>